

令和4年度第2回北海道食の安全・安心委員会 議事録

日 時 令和4年6月6日(月) 9時30分～11時30分

場 所 北海道立道民活動センターかでの2・7 4階 大会議室

出席者 別紙「出席委員名簿」のとおり

議 事

(1) 審議事項

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の一部を改正する
条例案」について

(2) その他

【用語の略称】

「委員会」…「北海道食の安全・安心委員会」

「GM条例」…北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例

「GM部会」…遺伝子組換え作物交雑等防止部会

「GM(作物、コショウラン、食品)」…遺伝子組換えの(作物、コショウラン、食品)

「カルタヘナ法」…遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律

○開会

【事務局】

ただいまより令和4年度第2回北海道食の安全・安心委員会を開会いたします。

開会に当たり、西邑会長からご挨拶をいただきたいと思います。

【西邑会長】(開会挨拶)

【事務局】

続きまして、農政部野崎食の安全推進監からご挨拶を申し上げます。

【野崎推進監】(開会挨拶)

【事務局】

(新型コロナウイルス感染症感染防止対策へのご理解、ご協力のお願及び配布資料の確認)

それでは本日の出席状況の報告でございます。本日は都合により川端委員、菊谷委員、濱本委員、小塚委員がご欠席で、委員15名のうち、11名出席してございます。北海道食の安全・安心条例第33条の規定により、2分の1以上の出席をいただいておりますので、本日

の委員会が成立していることをご報告申し上げます。

また、今回は GM 作物の関係であることから、特別委員の金澤委員、渡部委員、平田委員にもご参加いただいておりますことをご報告いたします。

それでは議事に移ってまいります。これからの議事進行につきましては、西邑会長にお願いしたいと思います。西邑会長よろしく申し上げます。

○議事（１）審議事項

【西邑会長】

それでは、これからの議事進行を私の方で務めさせていただきます。議事の進め方につきましては、次第に沿って進めて参りたいと思います。本日、朝から会議ということですが、11 時半ぐらいにはなんとか終わりたいなと思っていますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは議題に入ります。GM 条例の一部を改正する条例案について、事務局から説明をお願いします。

【下堀課長】

道庁農政部食品政策課課長の下堀と申します。よろしく申し上げます。資料 1 から 3 まで、一括でご説明させていただきます。

資料 1 は条例改正に係るパブリックコメントの結果でございます。1 ページ目、まずパブリックコメントの実施方法です。4 月 21 日に第 1 回の委員会で諮問させていただいて、その時に示した改正の考え方を、4 月 22 日から 5 月 23 日までの 1 か月間、道庁のホームページに掲載させていただきました。それとともに、各種会議の場や各種団体を訪問しまして、ご意見をいただきました。

その結果、個人 5 名、団体が 11、合計 16 人・団体から提出がございまして、意見数はそれぞれ 7 件、23 件、計 30 件となったところでございます。

意見に対する私ども道の考え方は、B の「案と意見の趣旨が同様と考えられるもの」が 5 件、C の「案を修正していないが、今後の施策の進め方の参考とするもの」が 23 件、「その他の意見等」が 2 件、計 30 件となっております。

次のページは、具体的なご意見の概要と、それに対する道の考え方でございます。左側がご意見の概要、右側は道の考え方でございます。1 つ目は、まとめますと、食用又は飼料用以外の観賞用の作物を GM 条例から除外することにより、そういった作物の栽培による不安や、食用作物との交雑、環境への影響に懸念があると言ったようなご意見でございまして、こちらに記載の 5 件の他 7 件、計 12 件ございました。それに対する私どもの考え方でございますけれども、GM 作物につきましては、カルタヘナ法に基づき、有害物質の産生性や交雑性などが確認されており、生態系への影響がないものが承認されることとなっているということが 1 点目でございます。2 つ目は、本条例は、GM 作物の栽培そのものを否定する

ものではなく、一般作物の交雑や混入防止を防止するためのルールを定め、GM作物の開発に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整を図るものであることをご理解いただきたいということをございます。3つ目は、条例改正後であってもすべての花きが対象外となるわけではなく、食用に供する場合には、カルタヘナ法の承認と食品衛生法に基づく安全性審査を受けることも必要で、そういった花については、改正後も本条例の対象となりますので、C「今後の施策の進め方の参考にするもの」ということで考えております。

次のご意見は、こちらの2件の他5件、全体で7件ございますが、意見概要といたしましては、改正までの期間が短いということ。2点目が、青いコチョウランだけを流通させることが目的としか思えないということ。まとめますと、拙速ではないかというようなご意見だと思います。これに対する私どもの考えでございますが、1つ目、GMコチョウランは、国内ではこれまでになかった鉢植えという形で流通し、広く道内の一般家庭などでも栽培される可能性があるということでございます。これらの手続きを、すべて道民の皆様を求めることが現実的ではなく、また、私どもがすべての栽培状況を把握して、所要の措置を取る仕組みを整えるのは困難であるということをお伝えさせてもらっております。また、今後、こういった観賞用のGM作物の増加が想定される中で、本条例で定める手続き等を経ずに観賞用のGM作物が栽培された場合、一番大事なところである、食用や飼料用の作物に対する栽培ルールの徹底が困難になるということで、本条例の本来の目的が果たせなくなる恐れがあるということで、この度の議会に提案をさせていただきたいということでございます。今回の改正によって、私どもとしては、食用又は飼料用に供するための栽培という形で、対象を明確にするということで、本条例の本当に重要な趣旨である食の安全・安心を守ること。以上により、C「今後の施策の進め方の参考にするもの」とさせていただきたくということでございます。

次のご意見は、まとめますと、北海道のイメージや観光への影響をご懸念されるという内容でございます。道といたしましては、先程申したのと同様でございますが、本条例の目的をご説明させていただくとともに、本条例はおおむね5年ごとに施行状況の点検・検証を行うことにしており、それによって必要な対応を行うということでございます。それから、観光へのご意見も、いただいたご意見を観光部局と連携して対応させていただきたいと思っております、「その他の意見等」と考えてございます。

続きまして、花きにおいては、菜の花など食用となる花についてのご懸念でございます。先ほどのお答えと若干重複しますが、すべての花きが条例の対象外になるわけではなく、食用又は飼料用に供する場合は本条例の対象となるという説明で、いただいたご意見はC「今後の施策の進め方の参考にするもの」とさせていただきます。

次のご意見は、今回の条例改正案に対して、賛成いたしますというご意見でございます。これにつきましてはB「条例の趣旨と同様」ということでございます。

次のご意見は、一部でも認めると、今後なし崩し的になるのではないかとのご懸念でございます。道としましては、今回の改正によって、本条例の適用対象を食料と飼料用に明確

にするということで、本条例の最も重要な趣旨である食の安全・安心を守ることと、消費者から信頼される安全で安心な食品の生産供給に取り組むということができるということをご説明し、Cとさせていただきたいと思います。

次のご意見です。北海道のGM条例は日本の食料基地として、北海道を守る誇るべき条例ということをございます。これにつきましては、私どももまさにそのとおりと考えておりまして、Bに位置付けさせてもらいます。

次は、ラットの実験で、ラットの子供がGM食品を食べると育たなかったという映画を見た方からで、GM食品に対するご懸念かと思えます。これにつきましては私どもの条例の範疇ではないですけれども、GM食品につきましては食品衛生法に基づく安全性審査を得たものだけが流通する仕組みということで、ご説明させていただきたいというふうに思っております。

以上がパブリックコメントの結果です。今日ご議論いただきますけれども、今後のスケジュールとしましては、明後日の道議会の食と観光対策特別委員会にご報告したあと、近日中に道庁のホームページに出していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

資料2に移ります。この度の条例の一部改正案の条文の内容で、6月14日に道議会に提出する考え方でございます。この条例の用語の定義の第2条(3)、GM作物の開放系での栽培の定義を改正したいと考えてございます。上が改正前で下が改正案でございます。「遺伝子組換え作物の栽培であって、法第2条第5項に規定する第一種使用等（法第4条第1項の承認を受けた同項に規定する第一種使用規定に従って実施する食用若しくは飼料用に供するための栽培、又は規則で定める隔離ほ場における栽培に限る。）であるものをいう」という形です。若干説明させていただきます。まず、法第2条第5項、これはカルタヘナ法上の第一種使用等、施設などでの栽培による拡散防止措置をとらない栽培、いわゆる開放系での栽培を具体的に示しています。第一種使用規定、これは何を示すかということ、GM作物を栽培したい方が、関係大臣に申請する際の申請書を指しておりまして、具体的には作りたいGM作物や使用の内容を規定しており、それを大臣によって審査して承認されるというものです。それから、規則で定める隔離ほ場ですが、第一種使用承認のうち、開放系栽培であり、実験的に作物の種類を問わないで、期間を限定して試験栽培を認める隔離ほ場というのがございます。それの中には、食用のものがございまして、条例の対象にしていきたいなと思っております。ただ、通常、用語の定義というのは、法律の第何条というふうに引用するものですが、隔離ほ場が関係省庁の関係通知、要は、指導文書的なもので規定されていきますので、これは条例に書くべきではないので、別途、我々が規則で定義したいと考えてございます。

続きまして資料3でございます。このイラストは前回の委員会でもお示したものですけれども、前回ご欠席の方もいらっしゃるので、改めて説明させていただきます。一番上の囲みはGM条例の趣旨でございます。北海道では平成17年にGM条例を制定し、GM作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整ルールを定めています。

真ん中の囲みは条例の手続きでございます。条例により、道内でGM作物を栽培するためには栽培したい方が事前に近隣住民説明会をして、納得していただくということと、知事へ手数料を添えて申請していただく。これを行わずに栽培をすると1年以下の懲役または50万円以下の罰金がかかります。一番下の囲みでございます。一方で、条例制定時に想定しえなかった作物、先ほど説明しました青いGMコチョウランが開発され、例えばこれをご家庭やお店、企業も含めまして、コチョウラン等を楽しむ場合であっても、鉢植えは栽培というふうに解釈するので、現行条例では申請の手続きは必要だということです。ということで、今回の改正では、条例の適用対象を、食用若しくは飼料用又は隔離ほ場における栽培に限定させていただきたいという説明でございます。

次のページをお開きください。カルタヘナ法と北海道GM条例の関係でございます、今回初めてお示しするものです。上の枠組みですけれども、カルタヘナ法におきまして現段階で承認されている具体的な作物類を点線の枠組みで記しております。食用のみはパイナップルだけです。食用と飼料用で兼で承認されているのは、アルファルファ、セイヨウナタネ、ダイズ、テンサイ、トウモロコシでございます。これは双方の承認を取っております。一方、その他については、隔離ほ場を除くと観賞用のみで、カーネーション、バラ、ファレノプシスつまりコチョウランが承認されており、条例改正の暁には対象外にすることを考えてございます。一方で隔離ほ場は期間限定、作物種問わず、ということでございます。

隔離ほ場につきましては、カルタヘナ法の関連通知において、我が国の自然条件下で生育特性に関する科学的知見が明らかでない場合に、予定されている環境と類似下の環境で、期間を限定して生育させ、情報収集を行うことができるものです。同通知におきましては、フェンス等の設備や防風林、防風網等の花粉の飛散を防止する措置、ほ場で使用する機械・器具の洗浄設備や当該GM作物の外部への運搬禁止、栽培終了後には土に埋め込む等の不活性化を義務付けております。この、隔離ほ場試験では様々な作物が栽培されており、その中には食用も含まれることから、この部分は、GM条例の対象にしていきたいと考えております。

改正後のGM条例は、もちろん食用・飼料用は対象となりますけれども、隔離ほ場につきましては、開放系試験栽培ということが想定されますので、条例では届出になります。試験の場合、食用・飼料用につきましては、生産ベースの場合には許可申請、試験の場合には届出ということです。

以上が、資料1から3のご説明です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【西邑会長】

ありがとうございました。全部の資料をご説明いただきました。4月21日に第1回委員会で皆さんにご議論いただきましたが、その後パブコメをやって、パブコメでのご質問等30件ほど来てる中には、4月21日の第1回委員会の中で、委員の皆様からご指摘・ご質問があったようなところと同じようなご意見を持っていらっしゃる方がいらっしゃるということ

だと思います。その意見に対して、道としてはどうやって対応していくかということが資料の1で、かなり丁寧にご説明があった。これにつきましては、ホームページの方に掲載されるということで、質問者もしくは道民の皆様にも、こういう意見があって、こういう意見に対してはこう対応をするんだよと、ホームページでも公開されると。

資料2の方は改正のポイントのご説明がありましたが、参考資料の2-1の条例文になってございまして、ここの第2条の改正部分だけ抜粋ということで、参考資料の2-1には全文ありますが、その第2条(3)のところに、つまり括弧書きで限定条件を付記するということになるかと思えます。

あと、GM条例をどうして改正しなきゃいけないのかっていうのは資料3のところでご説明いただきましたが、2005年に条例を制定した時点では想定していなかったものも出てきていて、そこで今ここで皆さんにお諮りすると。その枠組みのところに、カーネーション、バラとか、ファレノプシス、コチョウランがありますけども、こういったものを、初めは切り花として流通するというふうに考えられてたんですが、鉢植えということになってくると栽培の範疇に入るとということで、この条例の本来の目的とずれるところが出てくるということで、今、改正して整理する。ややこしいところもございまして、複雑なところをしっかりとひも解いて、この場でご議論いただいて、これでいいのか、こういう形によろしいかということ、これからご議論いただければと思います。

まずはご質問も含めてご意見等ございましたら、どなたからでも結構ですが、委員の皆さま方からお願いします。前回の4月21日に出席されていた方はその場でご発言もあったかと思えますが、その点がどういうふうに対応されているか、パブコメの回答も含めて、ご検討していただいて、ご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

【鈴木委員】

前回も最初に発言させていただいたように思いますけれども、今回、花きなんですけれども、切り花ばかりではなくて、鉢花もという話ですよ。そうすると、例えばバラは、花が終わると果実がなる。ローズヒップといいまして、お茶に入れたり、ジャム作ったり、いろいろな原料にもなるわけです。例えば、梅の花の盆栽は、花を楽しんだあと梅の実がなります。食用になりうるわけですね。なので、植物を栽培するということは、そういう変化が起きるということで、やっぱりその辺は十分考慮しなくちゃいけない部分じゃないかなというふうに思います。

それから、食用ばかりじゃなくて、花を咲かせるということは花粉が飛びますから、その花粉が、例えばアレルギーを引き起こしたりとか、そういう危険性を伴うと思うんですけど、そこもちょっと考慮しないとイケないんじゃないかなというふうに思います。2点、以上です。

【下堀課長】

ご心配、ご懸念はごもっともだと思います。

おっしゃるとおり、花卉を食べるものや果実を食べるものがあるかだと思います。今の段階では観賞用のみでございますけども、将来的に業者の方が食用の花を市場にリリースさせたいという場合には、食品衛生法の許可を取って承認される仕組みになってございます。それと、個別の話ですけども、今段階で承認されているものについては、GM栽培種は野生で育たないということが十分確認されており、特にコチョウランは南方の植物で、北海道では育たないということがございます。カーネーションはナデシコという野生種がありますが、野生種と栽培種が全く違うもので交配しないこと、それから野生で育たないということが書いてございます。それから、有毒物質についても、人間が食べてどうなるかというご心配がございます。これもカルタヘナ法の段階で有害物質の産生性を試験してございます。その段階で、有害物質が野生の植物や生物、人間に影響を与えないと確認をされています。それから花粉は、カーネーションとファレノプシスは野生種、栽培種は全然違うので交雑されていないということがカルタヘナ法で確認されています。ただ、バラは、野生のバラもありますし、野生のバラと栽培種のバラは、交雑の危険性があるということですが、バラについてはカルタヘナ法に申請されている書類を見ますと、3層構造になっていまして、花粉のところの層、生殖器にはGM遺伝子が含まれないということで、花粉はGMではないと、要はバラがキメラ植物であるという結論を受けて、交雑性の問題がないと考えております。

【鈴木委員】

ローズヒップはどうか。狭い意味でのローズヒップはイヌバラという植物の果実ですけども、広い意味だと、バラ科植物全部の果実がローズヒップなんですよ。それはビタミンCやポリフェノールが豊富に含まれていて、そういった目的でローズヒップを利用する。ハマナスは例えばジャム作ったりとか、お酒につけたりとか、そういう利用の仕方です。バラが咲いたら必ず果実がなるんですよ。切り花だったら問題ないと思います。切り花だったら花が終わったらそのまましておいて、果実が大きくならないと思うんですけども、鉢花の場合には育ってちゃんと果実がなります。リンゴだって梨だってバラ科植物ですから。バラの花のあとにも、ちゃんとしたちっちゃい果実がなりますんで。それを、機能性成分とかを考えて利用する人だっていると思うんですよ。ハマナス食べるのと同じように。これがGM作物だよっていう知識がなくて、バラだって概念だけで、利用しよう、食べようっていう人が出てこないとも言えない。なので、その組換え体その物を食べることになりますよね。そこはやはり、危惧すべき点じゃないかなというふうに思うんですけど。

【下堀課長】

仮にGMの観賞用だけで承認されている作物が、将来、万が一、自生もしくは家で生えているやつを食べるという場合は、アイヌネギとスイセンを間違えて食べるとか、毒きのこですとか、そういったような形になるのかなというふうに思っています。ただ一方でそれを業

としてやる場合には、観賞用だけじゃなくて、食用の承認を取らなければならないということと考えております。もう1点、消費者の方が間違っ​​て食べてしまうことについては、今後リスクコミュニケーションなど、いろんな機会を通じて、道民の皆様に説明していかねばならないなと思っています。

【鈴木委員】

もう1点だけ。鉢植えで一般の人が買えるとする場合には庭に植える。バラは耐寒性ですから、そこからエスケープするというのも十分ありえますね。なので、切り花だったら問題ないですが、鉢花として栽培することについては問題があるような気がします。

【下堀課長】

観賞用だけの花を、今回我々の条例対象外にしたいんですけども。それをご家庭で栽培することはカルタヘナ法上で認められていることなので問題ないのですが、それを食べたり、カルタヘナ法上で認められていることと違うことをやると、カルタヘナ法の違反になるので、罰則の対象になるというふうに考えております。

【西邑会長】

今のお話は、商売として、食用としてこれを使うという場合は、当然GM条例の範囲内になるわけですが、個人としてご家庭で鉢植えで育てて、たまたまなった実をローズヒップというような形で食用する場合はどうかというご意見だったと思うんですが、よろしいですか。

【鈴木委員】

そうですね。あともう一つは、その個人が買った時に食用ばかりじゃなくて、庭に植えることもあり得るわけですよ。そうするとそこから外にエスケープする。いろんな形で野生化しちゃう危険性もありますよね。

カーネーションとかバラというのは切り花でいうと、ずっとここ40年ぐらい生産量が2番目、3番目なんですよね。だから見過ごせない。結構生産量多いものですから。なので、一旦それがOKになって、それで一般消費者が鉢物、根がついた状態で手に入れるようになるとそれがかなり流通すると、場合によっては庭に植えるというケースも出てきてもおかしくない。庭に植えたようなものがエスケープするっていうこともありえる。切り花だったら、終わったらそのままゴミ箱行きだと思うんですけども、根がついているということは結局そういうことで、永年性作物なので、宿根草ですから、カーネーションなんかも条件さえ揃えばずっと生き続けるわけですよ。だから環境にエスケープするっていう可能性は十分あると思います。

【下堀課長】

今、この三つの花だけが承認されていますけれども、カルタヘナ法上の承認、審査過程を見ますと、今おっしゃったような懸念について慎重に検討しておりまして、野生化しないものが今段階では承認されています。それから、カルタヘナ法で承認する場合は、国は約 50 名の、食用作物や生態系、微生物など、様々な分野の委員の意見を聞いて承認されます。将来はわからないだろうと言われますけれども、今段階の 3 品目のその野生化や有害物質の産生性は国の方でしっかりチェックしていただくのかなと考えております。

【西邑会長】

鈴木委員の先ほどのご意見は、そういう可能性も出てくるみたいなところも含めて、十分配慮しながらこの条例改正というものに取り組んでいただきたいというご意見だったかと思えます。

【船津委員】

今のご質問に少し関係することですが、鉢植えを庭にも植えたりする可能性もあるという点について、鉢植えから処分をするまでの一連のマニュアルを丁寧に作成して、こういうふうにしたほうがよいということを細かく消費者の方に知らせた方がよいと思えました。この点についてご検討していただければと思っております。

【西邑会長】

先程リスクミットという話もあったと思いますが、お願いします。

【下堀課長】

繰り返しになりますけれども、国の段階でその有害物質の産生性、交雑しないこと、野生化しないことが十分確認されている前提です。ちょっと言葉が難しいんですけども、GM 作物の取締まりをやるわけではなく、国の段階で認められたものが、北海道で育つ大事な食用・飼料作物とのルールを定めているものですので、なかなか難しいんですけども。ただ、おっしゃるように、本来、その認められた作物はそういうものではないよ、ということは知らせるべきなので、周知に努めたいなと思っております。

【鈴木委員】

リスクがあるところについては、さっき言ったコミュニケーションを取るのも大事ですが、そういったマニュアルをつくっておくと安心して栽培できるということと、逆から見ると、そういうことを守ってやっているんだなというふうになりますので、ぜひご検討いただけたらと思っております。

【西邑会長】

はい、ありがとうございました。貴重なご意見かと思えます。先ほど鈴木委員の話でもそうですけども、これがこういうものだよということを、消費者、つまり鉢植えで育てる人にちゃんと知らせ、それで、こういうものはこういう制限もあるからこんなふうな処理をしたらよろしいんじゃないですかというようなマニュアルもつけて、道の方で、リスキミをしていくということをやられたらどうですかというご意見だったかと思えます。その点も今後検討していただければと思います。

【下堀課長】

補足です。おっしゃるとおり、ご不安もごございますので、花の生産・流通の方と今回いろいろご議論させていただいて、賛成をいただいたんですけども、仮に、GMの花が流通する場合、そういうことが懸念されますので、業界の方と連携して対応していきたいと思えます。

【平田委員】

前回の委員会の中で、結局この条例から外れる範囲は流通だけじゃなくて、生産などの商業利用も含まれるという説明だったと思えますが、その辺についてはパブリックコメントで意見聴取されたんでしょうか。

【下堀課長】

要は業として大規模にやる場合ということだと思えますが、具体的にはパブコメでは出てきませんでしたけども、花の団体と色々打ち合わせの中では、コショウランというのは今後ニーズが増えるので、もしかしたら道内であるのかもしれないというお話がございました。

【平田委員】

その辺についての議論が十分されてないんじゃないかと思えますが、どうでしょうか。

【下堀課長】

国の方で十分審査された上で全国流通、栽培使用することを認められるものでございます。これにつきましては、北海道は条例を持っていますが、他の府県だと34県は条例等なく、通常栽培できるということでございます。それから北海道以外で条例や指針を持っているところは12ございます。そのうちの10は、観賞用を除外したり、鉢植えはOKだったり、44都府県では、GMの観賞用の花は国が認めるれば栽培できるという形になっておりますので、私どもの条例を全国に合わせる形になると考えていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

【平田委員】

カルタヘナ法の安全性は十分理解しているのですが、道民に対して、商業生産を認めるんですよということに関して、ちゃんと意見を集めて検討しているのかと。というのも、この条例が作られた時点では、北海道は安全なんだよということを全国に広くPRしたいという目的が大きかったと思うんです。それを外すのであれば、それに対してネガティブな印象を持たれないような形になればいいかなと私自身は思っています。

【西邑会長】

パブコメの聴取の仕方ですね。今のようなことを、こういうことについてはどう考えているのかみたいな意見の聴取の仕方、或いは議論の仕方というのはあったのかっていうふうなご質問だったと思うんですね。そういうところが十分検討されたんですかっていうところについてはいかがですかね。

【下堀課長】

パブコメについて、この分野で答えてくださいっていうのはなかなか言いづらい面もあるんですけども、理屈として、前回の委員会でもお答えしたんですが、大規模栽培は観賞用作物については可能になるという前提があったものですから、そういうのが一点と。

それから、後退というような議論もあるかと思いますが、そうではなくて、GM条例が北海道食の安全・安心条例から派生する条例ということで、食の安全・安心を守るための条例ということでございます。という意味で、のちに私どもの条例を参考にして作っていった各県は、そういう趣旨を踏まえて、観賞用作物等は除外しています。それと、GM条例が、仮に、北海道には全ての遺伝子作物を入れないということでスタートしたのであれば、そういったような議論はあるのかなと思うんですけども、私どもの条例の目的なり趣旨を明確化すると言う点では決して後退ではないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

【西邑会長】

平田委員のご意見っていうのはパブコメの3ページのSDGsをはじめ、北海道のイメージ、世論と、いろんなことへの影響を検証しながら時間をかけたのかっていうところに関わるとご質問、ご意見だったかと思うんですね。それについては、対応のところ、下の方のふたつのポツで、この条例も、今後5年ごとに検証するし、観光その他のイメージ等についても関係機関と共有しながら、マニュアルみたいなものを示して、皆さんにご理解いただきながら、悪いイメージに繋がらないようにしていきたいというのが、根底にはあるということだろうと思えます。

【藤井委員】

前回休んでおりました、浦島太郎状態ですが、今のお話の中で感じたんですが、3ページ観光の話で、ちょっと表現が弱いと思うんですね。一般の方が見てこれをどういう風に思うのかですが、「意見を関係部局と共有して今後の施策等の参考とさせていただきます」って、これ逃げているという風に感じますよね。そうじゃなく、今お話がありました、PRとか周知を積極的に等、もう少しわかりやすい言葉で、風評被害等を避けることも含めて、そういうことに対処して、そして並びに関係部署とやっていきたい。「関係部署と共有し、今後の施策の参考」だけ書きちゃうと、逃げてしまっている印象になってしまいます。やっぱり北海道のイメージということを大事にする。これからますますそうなると思うんですね。そういう意味ではそういうことに配慮したPR周知というような、風評被害避けるというような事も含めたことをわかりやすく入れてくれればいいなと思います。以上です。

【西邑会長】

私も同感です。後ほど、ホームページに出るといふ文言ですから、この辺も十分配慮していただいて。関係部局といふ話になると、お前んところの部局は違うんかいってなっちゃうので、もう少し積極的に、藤井委員からご指摘あったような形で、こういうところは取り組んでいくといふような文言にして発表していただいた方がよろしいかなといふふうに思います。

【下堀課長】

重要なお指摘ありがとうございます。冷たい言い方になってしまって大変恐縮でございます。ここは見直しという形で、文章はお任せいただいて、検討したいと思います。

【西邑会長】

よろしく申し上げます。

【大塚委員】

新篠津の大塚ファームと申します。この分野に関して全くの素人で、学術的な意見は全く言えないんですけども、先ほどから発言されていた先生方は、どなたもあまり前向きな意見をおっしゃっていないように感じました。ご家庭での扱いについて、いくら周知しようとしても、いろんな方がいらっしゃるの、管理しきれないのでその先がどうなるかっていうのはわからないんじゃないかっていう不安と、改正に向かって、ここに着地することがありきで、全国的にも理解されているからとか業界からあれだから理解してくださいっていうような感じに先ほどから聞こえていて、これは改正をするかしないかを議論しているのか、それとも、改正するってことが決まっていて、議論を尽くしたんですよっていうふうにしていくのかどっちなのかなっていうふうになっちゃってちょっと感じてしまったんですが。

【下堀課長】

ちょっと私の気持ちが出てしまってますね、そういうふうを受け取られてしまったかもしれないけども、改正することは前提ではございません。道議会の食と観光対策特別委員会の提案前ですし、ただ私どもの思いとしては、今、改正しないと大事な食の安全・安心が守れなくなるということでございますので、そこはご理解いただきたいと思います。

【大塚委員】

今、改正しないと大事な食の安全・安心は守れないということはどういうことでしょうか。

【下堀課長】

このポンチ絵を見ていただきたいんですけども、1枚目でございます。ちょっと説明が足りなかったんですが、このGMコショウランは鉢植えなんですね。GM条例をもし改正しなかった場合に、これがご家庭でたくさん栽培されていて、その一方で、食用のGM作物を申請したい方がコショウランを見て、GM条例の申請はいらないじゃないのって言われちゃうと、我々としては、言い方が難しいんですけども、GM条例の手続きを徹底できなくなるということが想定されるということなんですね。GMコショウランをGM条例の対象にしておくと、全道の家庭なり飲食店でコショウランが栽培状態であるということは、言葉は悪いんですが、食用の方も野放しになるという恐れがありますので、これは、道民の大事なGM条例で食の安全を守るために改正をさせていただきたいとの思いです。

【山口局長】

補足をさせていただければ、今、下堀課長が言ったとおり、実は道の条例っていうのは、今も検察との協議もやっている中でも、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金という非常に重たい条例です。カルタヘナ法の1年以下の懲役または100万円以下の罰金に相当する。都道府県中でここまで厳しい条例っていうのは、最初に作った北海道とあと1県しかない。県によっては、例えば、人の健康に影響を与えるものでないから秩序罰で5万円という県もあるが、非常に厳しいのが道のGM条例です。これを厳格に運用するために、きちっと条文の中でどこまでを範囲にするかというところを明記していくっていうところが必要だろうと我々は思っているんです。そういう中で今、下堀課長がお話したように、このGM条例というのは、もともと食の安全・安心条例の中から出ている条例です。「別に措置を定める」といった形で作っている条例で、観賞用の作物が一般に流通する今のタイミングで、適用範囲をきっちりしていくことが必要だろうというふうに考えます。もともとこの条例はGM作物そのものを北海道で否定をするものでなく、あくまでGM技術の開発による産業活動等、一般作物に伴う農業生産活動との調整を図るルールを定めた条例というところからスタートしている。いろんな方がいらっちゃって、例えば禁止条例だと思っている方もいます

が、実はそういうものでなくて、ルールを定めるものとしてスタートしている中で、今、どうやったら食の安全・安心を守ることができるかという、我々の思いはそこにあるんですよ。

パブコメで、議論が拙速だとか、条例が後退するんでないかといった意見を受けましたが、条例の趣旨というところをどうやったら達成できるだろうといった観点から、食用及び飼料用そして隔離ほ場というところをきちっと適用範囲を明確にするということが、道の食の安全・安心を守る条例の本来の趣旨を達成できるんでないかと。先ほど観光とか他の影響についても、5年ごとの条例の点検・検証を令和元年度にやったので、今度は6年度、2年後にやろうかと考えています。そういう中で、例えば道民意識調査で聞いたりしています。前回の令和元年度の時には、条例を今は見直す必要がないという中で、その後の変化の中でやはり改正をせざるをえないという事態が起きてきた。また2年後に意識調査の中で、例えばこの条例を改正したあとの皆さんの意識変化、そういったものを場合によっては取っていく必要があるだろうと。先ほど、藤井委員がおっしゃったような意見だとかも反映していく。そういう方法を取りながらしていきたいなど。

【大塚委員】

前回欠席していた立場で、わからなくて大変申し訳なかったんですけども、当初、私のとらえ方としては、青いコショウランとか変わった色の普通じゃできない花をつくれれば、商品として売れるから業界から要望があって、作りたいていうふうになっているからこれを通そうとしてるんじゃないかなって、私、とらえちゃったんですね。趣旨のところを今、山口さんから伺って、違ったのかなというふうになってるんですけども。何のためについていう部分をもうちょっと教えていただいてもいいですか。

【下堀課長】

決して業界から要請受けたりとかそういうことではなくて、青いコショウランにつきましては、去年の3月にある業者が国から承認を受けました。その後、私どもがウォッチしている中で、それまではですね、カーネーションとバラが10年以上前に承認されていて、それは切花だからということで、条例の栽培ではないということで見えていたんですが、一方でそのコショウランは、鉢植えは土がついて根もついていて、栽培だということが今年の春にわかりました。

条例をどうするかということで考えて、GM条例はそもそも食の北海道食の安全・安心条例に付随するものだから、いいんじゃないかという議論はあったんですけども、一方で条文を見ると食用・飼料用に限定していないということが、条例の部署に聞いたらわかって、今回、このような形で改正させていただくということです。

【大塚委員】

この条文を改正しなければいけなくなった背景については。

【下堀課長】

今言ったような経過もあって、観賞用のみのものを除かないと、食用・飼料用の作物を栽培する際のルールを徹底できなくなることから、観賞用等については、除かせていただきたい。

【野崎推進監】

補足です。今のご議論の中の話ですけれども、我々が一番懸念してるのは、この条例が形骸化することなんです。せっかく北海道として、日本の中でも、かなり先進的な条例として設置した条例なんですけれども。

基本的には法律がありまして、この法律に基づいてGM関係について規制しているんですけれども、北海道はそれに加えて、食料基地である北海道を道はどう思っているかという思いで作った条例でございます。基本的には食というものに根差した条例でございますので、それを守るためにどうするかって今回の例を申し上げれば、食ではない部分でこの条例を適用させてしまうという形がいかかなものかと。条例の中で、食以外の部分を対象とすることによって、非常に道民に対してもまた我々に対しても、要は繁雑さも含め、道民の皆さんに対しては負担も増え、そういった形が本来の趣旨である食というものから乖離したところで発生する可能性があるんじゃないかというのが私どもの考えなんです。であれば、本来の目的である食の部分はどうやって担保するかということで、限定的にするべきじゃないかと。今までの条例の中では、全ての作物が含まれてしまう。その中には花きも含まれる。花きの中でも切り花とか鉢植えとかそういった区分もないといった状況の中で作ってきた状況なものですから、今一度見直して、本来の目的である食に根差した部分ということでの範囲を今回定めてもらって、基本的に食以外の部分については、カルタヘナ法というものがあるものですから、それに基づいた整理をしていただき、食については、北海道としてさらに一歩進めて、ある程度自分たちでコントロールするような条例として、GM条例を運用させていただく、ということで今回整理させていただきたいということでございます。

【大塚委員】

大分わかってきました。一番初めに鈴木委員がおっしゃっていた、バラは観賞用だけど回り回って人の口に入ることもあるっていうお話がありましたけれども、そういうことにならないように整理するのが目的だということでもよろしいでしょうか。わかりました。

【西邑会長】

パブコメの2ページ目のところにもあるように、いろんな方が個人レベルで栽培されているものを、今の条例だと全部取り締まらなきゃいけない。それはテクニカルな問題で非常

に難しい。コストもかかる。それだけじゃなくて、野放しになるというところ、この条例そのものが形骸化するというところが一番問題だろうと思うんですね。だから本来、この条例を作ったときの目的である道民の食の安全・安心を守るんだっていうところに立ち返れば、先ほど示された改正案の中で、これまでは限定する括弧書きがなかったんですが、今回括弧書きをつけて、こっちはきちっとやる、こっちは別なんだというところで条例の適用範囲をきちっと明確化することで、よりその食の安全を守れるだろうという意図で改正案が出てきているというふうに理解しております。そういうところでよろしいですかね。

それと、先ほど、ここで条例の話を決めるとかいう話があったんですが、諮問されているのはこういう改正について、この委員会としてはどう動くかということで、条例そのものが通るか通らないは当然議会の中で審議されることで、ここで全部決定してしまうわけではもちろんございません。皆さんご存知だと思うんですが、確認です。

【白井委員】

北海道の姿勢として、先ほどから条例の形骸化が懸念されるというような形でおっしゃってました。それも考慮して、原則的に形骸化するであろう危険性も踏まえつつこの条例を残しておくというのは、考え方としてあるのではないのでしょうか。

というのも、たとえば形骸化の例では、日本国憲法の自衛隊の問題もそうですし、あるいは、たとえば賭け事を考えても多くの人が賭け麻雀しているというようなことがあります。ただ、大事な時には、取り締まることが重要でしょう。以前、某司法関係者とマスコミ関係者が賭け麻雀をしたときに、その賭け麻雀はおかしかったんじゃないかと批判されました。一般の人はよくやっていることでも、大事なときや程度が著しいときにはその条例が適用されるといった柔軟な運用の仕方というのはあってもいいと思います。

あくまでも、北海道はこの GM に対しては厳しい態度であり続けるというのも一つの選択肢のような気がするのですが、そのへんはいかがでしょうか。

【下堀課長】

おっしゃるような視点もあるかと思いますが、私共としましては、GM 作物に関しては、否定するものではないというのが大前提でございます。

大前提の中で、国のほうで一旦認められているものを、いかに北海道の中で、調整してルール化するかというような目的ですので、先生がおっしゃるような形は、北海道が GM の取り締まりをやる場合にはそういう形もあるかもしれないと思います。その際には、条例を憲法とすれば、関連の法規なり規則なりたくさん作って、組織も作ってという形になります。

私どもは、食用と飼料用の遺伝子組換え作物の栽培ルールを定めているというものですので、そこはご理解いただければなと思います。

【西邑会長】

おっしゃるように、全部カバーしといて、法っていうのは適用すべきってところがあるだろうと、そういう見方でやるということも一つの案じゃないか、というご意見だったんですが、ここは明確に限定をすることによって、道がルールをきちんと整理しているということを示すことも重要なと思います。

【白井委員】

先ほどからイメージや観光に対してという視点がありました。いや、これは国ではそうだけれど北海道ではこうなんだというやり方は、ある面ではイメージ上で非常に高くなる方法かなという印象を受けております。先ほどから議論をお聞きしておりますと、観賞用のものが最終的に食用になったりする可能性が捨てきれない。マニュアルをきちんと作ったところで、様々な人が栽培し、様々な方が植物に関わるわけですから、これがどうなっていくかということ、非常に後退するような印象を多くの方が受けるのではないかと考えております。

そのわりに、今回の資料1の3ページには本条例はおおむね5年ごとに有識者等で構成するという記述があります。なぜここではおおむね5年ごとなのか、1年とか2年とかじゃまずいのかと感じます。5年も経ったらすでに様々なものが広がったり、様々なものがもう結果として出てしまっているのではないかと。この辺りの姿勢が、後ろ向きの印象を受けております。以上です。

【山口局長】

ちょっと概括的な答えになってしまうかもしれないんですけども、今、花の部分を外すことが、北海道の将来、観光とか全体に後退した印象を与えるんじゃないかといったご質問かと思っております。まず北海道のイメージというか、観光においても、やっぱり食というのも、世界に通ずる北海道ブランドを構成している大事な部分であると、それは我々も認識しているものであります。

今その食の部分、食用になる可能性のある部分、たとえばバラのお話であったり、例えば今はないですけど、ユリなんかだったら最初から花を食べるところもあったりします。それから、菜の花なんかは、食べる方が多いかもしれないし、見ることもできる。そういうものをやはり食となると、カルタヘナ法においても、食用の区分っていうところにちゃんと入ってくる形になります。

仮にそういった用途になるということであればそれは使用承認っていうのを取り直すであらうし、そしてまた食品ということであれば食品衛生法。それから家畜の餌ということでは、飼料安全法。そういった法律、カルタヘナ法と、今のGM条例だけでなく、その他にも関係法令っていうのがたくさんございます。そういったものをすべて適用されるので、今回、花を中心とするというのを外すという適用除外をしても、食の安全・安心を保てるというのが我々の考えであります。そしてそうすることが、やっぱり北海道はきっちと農作物や

飼料を管理してるんだな、そういった規制、ルールがあるんだなという方がいいんじゃないかというところが我々の今回の提案でございます。

それから、5年ごとに検証するというので、道の条例は、平成21年以降、全ての条例を5年ごとに点検・検証していくというのが一つのルールになっているので、こういう考え方をしているんですけども、そういうことを踏まえながら今回は中間的な年数での改正であります。そういう形で、随時そういった必要性があったり、そういう案件が起きたり、それと、やはり検証していくという期間は当然必要なものであるというふうに考えております。今回も全体の検証をしているわけではなくて、あくまで条例の中の一部、適用対象についての改正なので、全体の点検・検証は2年後に行いたいというふうに思っております。さらにその間にも、もっと大きな変化があったら必要に応じて点検・検証の機会、GM部会等通じながら、そしてリスクコミュニケーションといった機会を設けさせてもらいます。今後、道民に対しても機会を設けていきたいというふうに思っております。そういう中で、社会情勢の変化にも対応していければというふうに思っております。

【西邑会長】

はい。先ほどから説明していただいている、適用範囲をよりきちんと決めることで、食の安全・安心を守るために向かってくんだと、後ろ向きじゃなくて前向きなところがきちっと皆さんに伝わるような形で、この問題をとらえ発信をするという文言を、例えば今、ご指摘あった条例の5年ごとっていう話も、条例の改正は5年ごとにやることになっているんだけども、この件に関しては、皆さんのご心配もあるから、常時検証していくんだ、という強い言葉がここに入ってくると、皆さんとらえ方が違ってくるんだらうと思うんですね。その点も含めて、文言だけでなく、実際にそういう姿勢をずっと取っていただくということが必要なものかなと思いました。

【山崎委員】

専門ではないので理解するのに大変苦労しましたが、ぜひこれをどこかに出す時は、北海道のこの条例がとても厳しい方だと私は理解していますので、他の県や国の承認も含めて、その立ち位置と今回、道が行うことがどのような立ち位置になっているのか、よくわかるような形で道民の皆さんにお示しいただかないと、とてもマイナスのようなイメージばかりが出るような気がします。その点はお願いしたいと思います。

青いコショウラン、初めて知りました。私の家内も道外からコショウランをいただきまして、自分の家で栽培をしております。2年目の花をつけています。これが青色のコショウランであれば、私の家にも罰則がかかるという理解ですね、今のままだと。

それに付随してですが、食べ物の方では表示の義務とか、いろいろあると思いますが、こういう植物に関しては、これはこういうものだということを販売時に、消費者にわかりやすくするということが自体はお考えではなのかという事と、また可能なのか、その辺についてい

かがでしょうか。

【下堀課長】

花の表示については勉強不足なんですけど、食用の承認もカルタヘナ法で受ける場合には、関連法の食品衛生法の安全審査を経て、それと同時にですね、食品表示法の中でも、これは来年変わりますけども、GMが入ってない場合にはGMではないというふうに書きますし、組換えしてる場合には分別表示だとか、商品の方に見えるような形になると思います。

【西邑会長】

今のご質問は花きで、観賞用のものについても、消費者としてはそういうGMなんだ、或いはゲノム編集なんだっていうのが、わかるような形の表示というのはどうなってるんですかっていう話だったかと思うんですが、委員会や GM 条例の範疇ではないかもしれないんですが、道としてはその辺はどう取り組むんですかというご質問だったかと思いますが、いかがでしょうか。

【下堀課長】

おっしゃるようなご懸念もあるかと思うので、受け止めまして、そういった仕組みが必要であれば国への要望という形になるのかなと思います。全国的なルールですので。

【西邑会長】

そういったものと一緒になって初めてこの条例の改正の位置付けが理解しやすくなってくるだろうと思うんですね。ですからそこら辺も含めて、この条例を改正したとしても、或いはそこら辺のところを一緒に取組をしていただくということが、選択の決定権を消費者に与えるということで必要なんだろうなと思います。

【金澤委員】

私は今回の改正案は、法と条例の関係が大変慎重に検討された上で、適切に作られているものと考えております。現行のままですと、負担がかかる可能性があるのが道民になってしまうという側面があることを無視すべきではないと私は考えました。今、山崎先生がおっしゃったようなことで、意図せずして、条例違反を犯してしまうという可能性が今のままですと出てきてしまうということが、私の危惧したことです。

基本的にそのように感じたのですが、それに加え、もう一つ感じたことがございます。これは以前から私が気にしていたことですが、カルタヘナ法という法律と北海道の条例というものの関係が非常にわかりにくいということです。

パブリックコメントを拝見したところ、この条例を改正することにより、対象となる植物が、あたかもカルタヘナ法に関わらないものになってしまうという誤解を招く可能性があ

と感じました。基本的にカルタヘナ法に基づいて食品或いは飼料としての安全性を評価し、かつ生態系への影響がないことを確認し、それらを経て、第一種使用等の承認をしてるわけです。北海道では条例がそれにさらに、もう一つ規制をかけてるという状況です。その北海道の条例から外すということにより、カルタヘナ法と関わりなく遺伝子組換え植物を栽培できてしまうというニュアンスで受け取られる方がもしかしたらいるのではないかと私は感じました。こうしたことについて、今後北海道として、しっかり理解を深めていただくための啓発活動を進めていくことが課題として残るのではないかと思います。以上です。

【西邑会長】

貴重なご意見ありがとうございました。実はもう一つ、ポンチ絵、図、どうですかって言われてた中に、カルタヘナ法との関係ってというのがあったんですが、事前打ち合わせの時に、私が、余計ややこしくなるかなって外してもらったんですが、金澤先生がおっしゃるように、そこら辺のところはどこでどういうふうに網かかっているのかってというのが、みんなこれ外れちゃうと思うんで、無法地帯みたいに考えられるっていうのがあるんですが、実はそっちでちゃんとカバーできてるっていう話も含めてですね、少しご理解いただけるようにこのパブコメへの対応も含めて、ホームページで皆さんにわかっていただけるよう、イメージ図を使いながら丁寧に発信していただければなと思いました。

この委員会は、先ほども申しましたけども、条例の一部改正ということに対して、どうかということを知事からの諮問を4月21日に受け取りましたが、それに対する答申を当然出さなきゃいけないんですが、その答申を出すにあたって、今、皆さんのご意見とパブコメの意見が出てきてるんで、すんなりと適当であるというふうにできる状態ではないかなと思うんで、付帯意見を付けて、こういうことをちゃんとやることを前提に、それならばいいんじゃないですかというような形にしたいかなと思ってます。その付帯意見、配慮すべき事項というのをつけた上で、答申ということにしたいなと会長としては思うんですね、よろしいでしょうか。

その配慮事項を少し前もって考えましたのでそれを皆様に、今、配っていただいて。お手元に届いたでしょうか。読み上げさせていただきますが、今、言ったように、配慮すべき事項というのが重要。1つ目として、道はGM条例の一部改正について、引き続き、道民に対し丁寧な説明を行うこと。2番目として、GM等に関して、対象の世代、職種、地域などにも配慮しながら、正確かつ適切な情報の提供及びリスクコミュニケーションに取り組むこと。さらに3番目としてGM作物等をめぐる情勢の変化等を踏まえ、条例や関係する規則などについて随時、必要な対応を行うこと、こういうことを配慮事項として付記した上で、本委員会としての答申案ですが、北海道知事鈴木直道様、当委員会の会長西邑ということで、GM条例の一部改正について、令和4年4月21日付食政第99号で諮問がありましたこのことについて、当委員会で審議した結果、GM条例の一部改正の内容は、おおむね適当と認

めます。このことについては、北海道食の安全・安心委員会の意見は次のとおりですということ。先ほどの重要な配慮事項をきちんと記した上で、こういう形で答申をしたいというふうに考えますが、まず皆さんの方に配慮すべき事項について、こういう形でよろしいでしょうか。少しざっくりとした形になっていますが、ここの中には、皆様から出た先ほどの意見等は議事録として当然残ってございますので、そこが入り込んでいるというふうにご理解いただければと思います。

それでは最終的には、おおむね適当と認めますという、この答申案について、知事に答申するということについてお認めいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、そのように進めてまいりたいと思います。

○議事（２）その他

【下堀課長】

この委員会でございますけども、本来であれば例年、食の安全・安心条例に基づく年次報告を見ていただくんですけども、それにつきましては後日、会長、副会長、委員の皆様と日程調整したいと思っておりますので、近日中に開きたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

【西邑会長】

もう1回あるんですね。これで今年度終わりじゃなくて。

【下堀課長】

そうですね。年次の報告、例年やってる冊子ですね。

【西邑会長】

後ほどご連絡いただければと思います。皆さんの方から、特によろしいですか。

【大塚委員】

私、この委員をもう結構長くやらせていただいているんですけども、何年前に視察でいろんなところに行った事があったんですが、そういったのはもうやらないでしょうか。大変勉強になったので、あったら嬉しいなと思うんですけど。

【西邑会長】

現地視察っていうことをやると、現場の問題点も含めて、委員会の議論の深さを保てるんじゃないかなということで、私も半分だけ参加させていただいたのですが、そういうところは、何か事務局の方で計画等ございますか。

【下堀課長】

はい。コロナもだいぶ収まってきましたので、私どもも同様にぜひ現場でやりたいなど、特に、農場のある所でやりたいなど考えておりますので、また皆様のご日程と相談しながらセッティングしたいと思います。よろしく申し上げます。

【西邑会長】

はい。コロナも収まってきつつ、なかなか注視しなきゃいけないでしょうけども、そういったことも含めて企画していただければ。

他になれば、これで、議事としては終了したいと思います。長時間に渡りまして、いろいろご意見ありがとうございました。ここで進行の方を事務局にお返しします。

○閉会

【事務局】

西邑会長ありがとうございました。閉会にあたりまして、農政部野崎推進監からご挨拶申し上げます。

【野崎推進監】（挨拶）

【事務局】

以上を持ちまして、本日の委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。